

# 承継届出書

①

令和〇〇年〇月〇〇日

和歌山県知事様

②

届出者

住所（所在地）

〒〇〇〇-〇〇〇〇

和歌山県〇〇市〇〇1-1

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

印

（電話番号 XXX-XXX-XXXX）

③

〔 ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、水銀排出施設)に係る届出者  
○特定施設（有害物質貯蔵指定施設）に係る届出者  
○指定工場の設置の許可を受けた者 〕 の地位を承継したので、  
〔 大気汚染防止法第12条第3項（第7条の3第7項、第8条の3第7項及び第18条の3第7項において準用する場合を含む。）  
○水質汚濁防止法第11条第3項  
瀬戸内海環境保全特別措置法第10条第3項  
ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項  
和歌山県公害防止条例第30条第3項 〕 の規定により、次のとおり届け出ます。

〔 工場又は事業場 工場等 〕 の名称		④ 株式会社〇〇 和歌山工場  (承継前の名称：株式会社▲▲ 和歌山工場)		
〔 工場又は事業場 工場等 〕 の所在地		⑤ 和歌山県〇〇市〇〇123		
業種		⑥ 印刷業		
⑦ 被承継者	氏名又は名称		株式会社▲▲	
	住所		〇〇県〇〇市〇〇321	
⑧ 許可番号 第号		承継年月日	⑨ 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
承継の原因		⑩ 事業譲渡		
特定施設・施設の種類	⑪ 第23号の2イロ各1基（水質汚濁防止法）、有害物質貯蔵指定施設			
特定施設・施設の設置場所	⑫ 和歌山県〇〇市〇〇123（既出設置届出書のとおり）			
※整理番号		※施設番号		担当者（部署） 電話番号
※受理年月日	年月日	※備考		⑬ ○〇部〇〇係 和歌山 太郎 XXX-XXX-XXXX

## 備考

- ※印の欄には記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、届出者が署名することができる。
- 各法令で指定された部分について記載すること。

## 記載要領

### ① 提出年月日

提出年月日を記載。

### ② 届出者

承継した者（法人）について、以下を記載。

・個人事業者の場合

郵便番号、住所、氏名、電話番号を記載し、押印。

・法人の場合

郵便番号、法人住所、法人名称、法人代表者の氏名、法人の電話番号を記載し、押印。

### ③ 該当する施設等及び法令

届出に係る施設等及び法令を、記載例を参考に明示。複数の施設等及び法令がある場合、全て明示。

### ④ 工場又は事業場（工場等）の名称

承継後の施設等を設置している工場等の名称を記載。

承継前後で名称が異なる場合は、承継前の名称も記載。

### ⑤ 工場又は事業場（工場等）の所在地

承継後の施設等を設置している工場等の所在地を記載。

承継する工場等（施設等）  
が複数ないか必ず確認し  
てください。

### ⑥ 業種

承継後の施設等を設置している工場等の主たる業種（又は主要製品）を記載（参考：日本標準産業分類）。

### ⑦ 被承継者

承継前に届出をした者の住所及び氏名又は名称を記載。

### ⑧ 許可番号

当該工場又は事業場が和歌山県公害防止条例に規定する指定工場の場合は許可番号を記載。指定工場でない場合は記載不要。

### ⑨ 承継年月日

承継がなされた年月日を記載。

### ⑩ 承継の原因

承継の行為がなされた原因を具体的に記載。必要に応じ承継の事実を証明する書類（商業登記簿の写し等）を添付。

### ⑪ 特定施設・施設の種類

承継した施設等の種類及び当該施設等に係る法令を記載。

当該工場又は事業場の複数の法令に基づく施設等を承継する場合は、承継する全ての施設等の種類及び当該施設等に係る法令を記載。

（複数の法令に基づく施設等を同時に承継する場合の記載例）

特定施設等 の種類	バッチャープラント1基（水質汚濁防止法 第55号・和歌山県公害防止条例（その3）第5項(3)）、ボイラー1基（大気汚染防止法 別表第1第1項）
--------------	---

※記載するスペースがない場合は、「別紙のとおり」とし、別紙に記載すること。

### ⑫ 特定施設・施設の設置場所

承継した施設等の設置場所を記載。必要に応じ配置図面を添付。

### ⑬ 担当者（部署）電話番号

届出内容の照会に応じられる担当者又は部署及びその電話番号（所属する部署等の電話番号）を記載。

## 参考1 対象法令等

「承継届出書」は下記対象法令の施設等を承継する時に届出しなければなりません。

法令	届出（許可）対象施設等（「施設等」という。）
大気汚染防止法	ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般（特定）粉じん発生施設、水銀排出施設）
水質汚濁防止法	特定施設（指定地域特定施設含む）、有害物質貯蔵指定施設
瀬戸内海環境保全特別措置法	特定施設
ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設
和歌山県公害防止条例	特定施設、指定工場

## 参考2 届出が必要な者

下記の者は「承継届出書」を届け出る必要があります。

- 各法令の規定による届出をした者（許可を受けた者）からその届出（許可）に係る施設等を譲り受け、又は借り受けた者（具体例：個人事業主が替わった場合）
- 各法令の規定による届出をした者（許可を受けた者）について相続、合併又は分割（その届出（許可）に係る施設等を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人（具体例：法人を合併吸収した場合）

## 参考3 その他

下記法令については、その右欄にある市町村について、法令の規定や事務処理等の権限が委譲されていることにより、県知事あての届出とは別に、各市町長あてに同様の届出が必要です。

各法令	市町村
大気汚染防止法・水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法・ダイオキシン類対策特別措置法・和歌山県公害防止条例（大気・水質）	和歌山市
騒音規制法・振動規制法	各市町村
和歌山県公害防止条例（騒音・振動）	

（例）橋本市にある水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び和歌山県公害防止条例（大気及び騒音）に係る特定施設を有している工場の法人が別の法人に承継された場合、県知事に対しては、水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び和歌山県公害防止条例（大気）について承継届出書が必要。一方、橋本市長へは和歌山県公害防止条例（騒音）について承継届出書が必要。